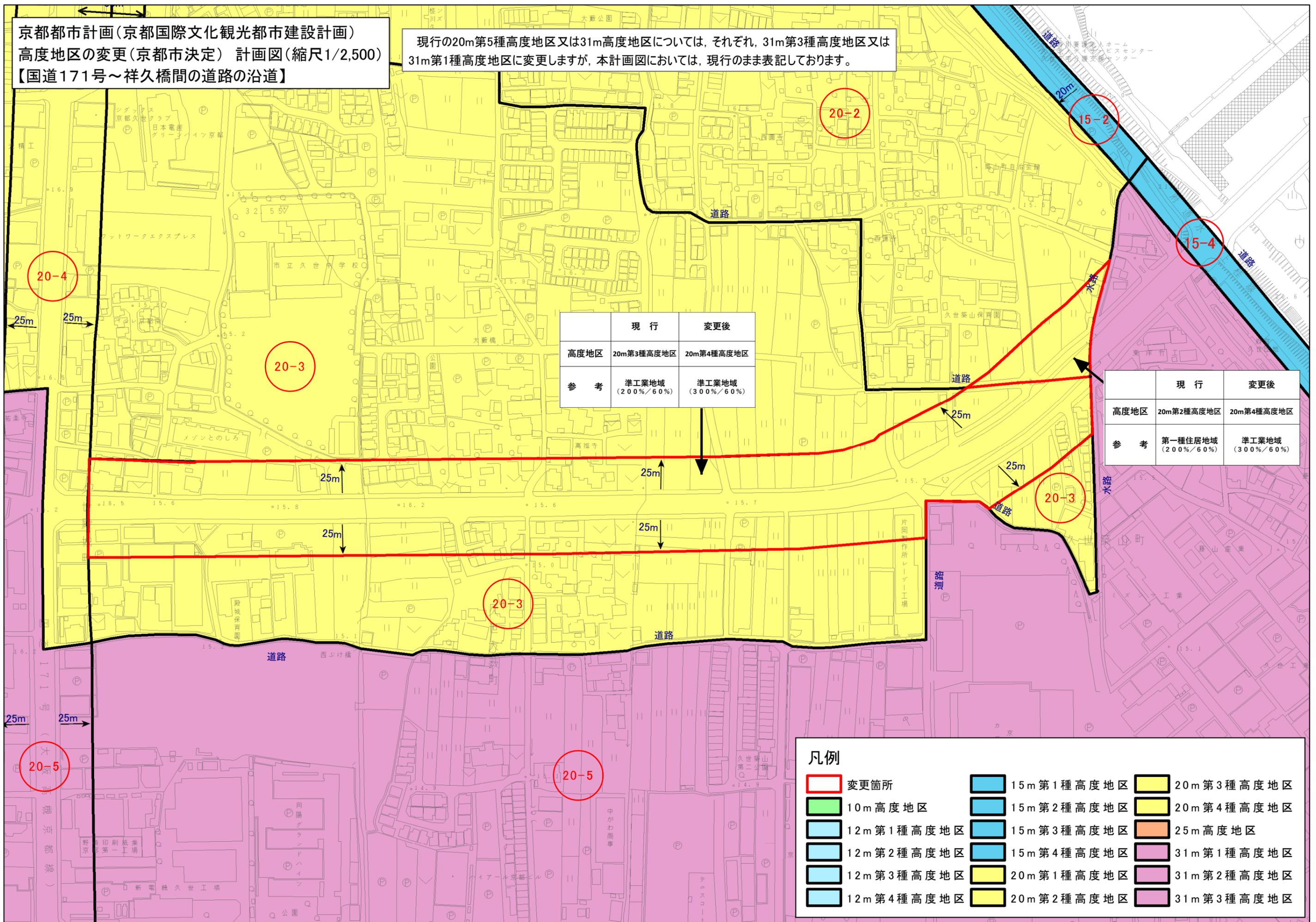


京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
 高度地区の変更(京都市決定) 計画図(縮尺1/2,500)
 【国道171号～祥久橋間の道路の沿道】

現行の20m第5種高度地区又は31m高度地区については、それぞれ、31m第3種高度地区又は31m第1種高度地区に変更しますが、本計画図においては、現行のまま表記しております。



	現行	変更後
高度地区	20m第3種高度地区	20m第4種高度地区
参考	準工業地域 (200%/60%)	準工業地域 (300%/60%)

	現行	変更後
高度地区	20m第2種高度地区	20m第4種高度地区
参考	第一種住居地域 (200%/60%)	準工業地域 (300%/60%)

凡例

変更箇所	15m第1種高度地区	20m第3種高度地区
10m高度地区	15m第2種高度地区	20m第4種高度地区
12m第1種高度地区	15m第3種高度地区	25m高度地区
12m第2種高度地区	15m第4種高度地区	31m第1種高度地区
12m第3種高度地区	20m第1種高度地区	31m第2種高度地区
12m第4種高度地区	20m第2種高度地区	31m第3種高度地区